



柏崎市へのU・Iターン者で、
住宅取得をする方に10万円を助成します（加算要件あり）

チラシ有効期間：R3（2021）.4.1～R4（2022）.3.31

柏崎市U・Iターン住宅取得助成金

【対象者】以下のすべてを満たす方（主なもの抜粋）

- ①または②に該当する。
 - ① 転入から3年以内に市内に定住住宅を取得し、申請時点で定住住宅取得から1年以内
 - ② 市内に定住住宅を取得後、1年以内に転入し、申請時点で転入から1年以内
- 定住住宅を取得する際に、取扱金融機関からの借入額が200万円以上である。
【取扱金融機関】第四北越銀行、大光銀行、柏崎信用金庫、新潟県信用組合、新潟大栄信用組合、新潟県労働金庫、柏崎農業協同組合の国内営業店に限る。
- 借入期間が5年以上である。
- 定住住宅は、相続や譲渡によらず、工事請負契約や売買契約を締結して取得した。
- 定住住宅の取得契約の額が200万円以上である。
- 定住住宅の不動産登記が完了している。
- 定住住宅の所在地に住所を置いている。
- 過去にU・Iターン住宅取得助成金の交付を受けていない。

※定住住宅とは、新築、増改築、中古、建売など種類は問わず、自分が住むための住宅に限ります。

※助成金交付申請は、同一定住住宅取得に対して1人です。

助成金額
10万円

【加算要件】さらに次の要件を満たすと、助成金がそれぞれ加算されます。

- ① 柏崎市内に本社・本店がある建設業者や不動産業者を通じて定住住宅を取得 **10万円**
- ② 転入する世帯人数が3人以上 **10万円**
- ③ 申請者の世帯に18歳未満の子がいる場合、子1人につき **5万円**



【申請方法及び必要書類】

以下の必要書類を柏崎市元気発信課に提出してください。

- 1 申請書兼実績報告書（別記第1号様式）
- 2 申請者の世帯全員の住民票の写し（続柄の記載があるもの）
- 3 定住住宅の登記事項証明書（全部事項証明書。法務局で取得できます。）
- 4 申請者の定住住宅取得に係る工事請負契約書又は売買契約書のコピー
- 5 申請者の定住住宅取得に係る金銭消費貸借契約書のコピー
- 6 申請者の市税完納証明書（柏崎市役所で取得できます。）
- 7 情報提供承諾書（別紙）
- 8 暴力団排除条例による誓約書（別紙）
- 9 助成金振込口座通帳（銀行名・支店名・名義人等が確認できる部分）のコピー

詳細は
二次元コードを
スキャンし、
ホームページを
御覧ください。



柏崎市ホームページ

※令和4（2022）年4月以降の補助金は、市の予算成立が前提であり、現段階で支給を確約するものではありません。

※本紙記載の内容は予告なく、変更する場合があります。

※申請が多数の場合は、受付を早期に締め切る場合があります。

補助金の申請・問合せは、柏崎市元気発信課 ☎0257-47-7333 まで

裏面あり

【申請期限】 転入と定住住宅取得の順序によって異なります。

①転入から3年以内に定住住宅を取得した方は、取得日から1年以内

【例】 転入日が平成30（2018）年3月31日 ⇒ 住宅取得は令和3（2021）年3月30日まで
住宅取得日が令和3（2021）年3月30日 ⇒ 申請は令和4（2022）年3月29日まで

②定住住宅を取得した後1年以内に転入した方は、転入日から1年以内

【例】 住宅取得日が令和2（2020）年3月31日 ⇒ 転入は令和3（2021）年3月30日まで
転入日が令和3（2021）年3月30日 ⇒ 申請は令和4（2022）年3月29日まで

よくある質問

Q1：住宅用の土地をローンで購入します。助成の対象となりますか？

A1：なりません。建物に係る通常ローンが助成金の対象です。

ただし、土地と建物を一緒に取得する時に、1つの住宅ローンで借り入れされる場合は対象とします。

Q2：取扱金融機関の市外の支店で融資を受けました。助成の対象になりますか？

A2：なります。お勤め先の関係などで柏崎市外の金融機関で融資を受けた場合でも、柏崎市内に営業店舗がある金融機関であれば取扱金融機関となります。

Q3：転入日から3年以内とは、どの日から起算するのですか？

A3：転入日は、柏崎市の住民票に記載された「住民となった年月日」であり、この日を1日目として起算します。「住民となった年月日」は、市民課での転入届出の時にみなさんが届出書に記載した日です。たとえば「住民となった年月日」に令和2（2020）年6月11日と記載されている方は、令和5（2023）年6月10日までが転入から3年以内になります。

Q4：定住住宅を取得した日とはいつのことですか？

A4：原則不動産登記簿上の権利部（甲区）を確認します。「受付年月日・受付番号欄の日付」が転入後3年以内であれば助成の対象となります。また転入前に定住住宅を取得した方もこれらの日付以降1年以内に転入することが要件となります。ただし、中古住宅等を購入し登記の後、資金を利用してリフォーム等を施した際には、その工事完了日をもって取得日とみなす場合もありますので事前に御相談ください。

Q5：いつまでに申請すればいいですか？

A5：紙面上部の例のとおり、住宅取得か転入から1年以内になります。ただし、その1年間で、4月1日をまたぐ場合は、3月末日までの申請を推奨します。これは、助成金の予算が市議会の承認を前提としており、次年度の予算の有無については確約できないためです。

Q6：U・Iターン者ですが自己資金で定住住宅を取得しました。助成の対象となりますか？

A6：なりません。一定の資金借入が要件となります。

Q7：妻はもともと柏崎市民でした。転入する世帯人数の1人として数えることができますか？

A7：住民票上の履歴により判断します。過去に柏崎市外への転出履歴があり、最新の「住民となった年月日」が要件に該当すれば、転入する世帯人数として数えます。一度も柏崎市から転出履歴が無い場合は、転入する世帯人数として数えません。

